

## 研修の目的

生活困窮者と被保護者に対して家計改善支援を一体的に実施する方針が出され、被保護に対する家計改善支援に取り組む自治体も増えています。厚生労働省では生活保護受給開始や脱却の際に家計が成り立つように支援することはもちろん、被保護者へ家計改善支援を実施することで、生活の質の向上や将来への展望に繋がる効果があるとして、被保護者への家計改善支援の実施を推奨しています。

被保護者へ家計改善支援を行う際には、生活保護制度の仕組みを知り、生活保護を受給していることに対するスティグマの問題など、センシティブな課題への配慮が必要です。被保護者を対象とした家計改善支援をするにあたって、その効果と留意点についても学んでいただくことを目的とします。

## 参考資料

被保護者に対する家計改善支援の留意点

## <参考資料>

# 被保護者に対する家計改善支援の留意点

## 1 被保護者家計改善支援事業の支援について

当該事業は、生活保護における自立支援プログラムに位置づけられており、被保護世帯の3つの自立（日常生活自立、社会生活自立、経済的自立）につながる事業です。支援員がお金の管理代行や分割手渡し・振込といった被保護世帯に代わり金銭管理をする事業ではなく、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業と同様に自ら（被保護世帯）の力を引き出すための事業です。

詳しい事業内容につきましては、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社保保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照してください。実施方法は、基本的には家計改善支援事業と同様の方法で実施しますが、いくつかの留意点を次のとおりお伝えします。

### ○ 世帯の収入について

一般世帯と同様に生活保護世帯においても様々な収入があり、この収入と国の示す保護基準とを比較し、保護基準より不足する額が保護費として支給されます。ただし、収入の内、就労に伴う収入は金額等の状況に応じて控除が受けられたり、社会通念上収入として認定することが適当でないと認められる収入は認定から除外されたりします。また、年金のように2ヶ月に1度まとめて支給される収入を、1ヶ月あたりの収入として認定するなどのルールがあります。さらには、保護費についても、現金で支給されるものもあれば、医療費や介護費のように現物で給付されたり、季節によっては国の示す保護基準が変化することから、収入に変動がなくても保護費の額が変化したりと注意が必要です。

本人からの聞き取りだけでなく、どのような認定状況になっているかを把握する必要があるため、生活保護ケースワーカーとの連携は欠かせません。合わせて支援員が、保護費の算定根拠の仕組みを理解することで、現在の状況と将来の見通しを本人と共有しやすくなります。

### ○ 世帯の支出について

収入と同様に、生活保護世帯であることから、医療費の一部もしくは全部が不要であったり、市町村民税や料金が免除されたり、国民健康保険等を脱退している場合が多いため保険料（税）の支払がなかったりと一般世帯との違いがありますので、注意が必要です。

### ○ 資産の扱いについて

生活保護制度では、保護費による資産の形成は認められていないので、保護費のやり繰りによってできた多額の貯蓄については、生活保護脱却に向けた費用や子どもの進学費用や葬儀のための費用など貯蓄の目的を明確にする必要があります。また、冷蔵庫の買い替えなど保護費では対応

できない経費もあることから、必然的に多少の貯蓄は必要になるのでこのような貯蓄も認められます。なお、生活保護決定前から保有している資産についても、保有が認められている資産や認められない資産があり、この資産及び資産売却時の収入が生活保護制度上どのような取り扱いをされるのかをしっかりと確認しておく必要があります。

## ○ 大学等へ進学予定の高校生等のいる世帯について

高校生等のアルバイトによる収入の中から、進学のための預貯金ができるなど特別な取り扱いがあります。また、進学費用についても、「進学準備給付金」のような有利な資金を活用できたりすることから、進学等の希望を把握することや生活保護ケースワーカーとの連携が重要になります。

## ○ 被保護世帯に対応する制度

これまでもあったように、保護（費）の状況にもよりますが、生活保護世帯であるからこそ利用できる制度やサービスもあるので、把握する必要があります。（例：住民票や課税証明書等の手数料免除、NHK受信料免除、法テラスの制度による弁護士への相談・受任料の猶予や免除など）

## ○ 家計状況の把握時の注意

ここまで、生活保護ケースワーカーとの連携の重要性を書きました。しかし、家計の細部とは生活保護受給者においても大変センシティブな情報であり、一般的に浪費と思われる支出や過去の返済金などのマイナスイメージの情報を生活保護ケースワーカーへ言い出せないことが多くあると想定されます。そのため、必要な場合のみ生活保護ケースワーカーの同席を求めたり、細部の聞き取りの際には生活保護ケースワーカーに席を外してもらったりとの配慮をすることも重要です。

## POINT

本事業は、生活保護法第 27 条の 2 にもとづく、自立支援プログラムの一環として実施されます。このため、本事業の中で、生活保護法第 27 条にもとづく「指導指示」がなされることはありません。また、本事業への参加を福祉事務所が「援助（支援）方針」とした場合に、その方針に従わないことのみをもって「指導指示」を行うことは適当でないとされています。生活保護における「自立支援」は、本人の同意にもとづき、本人の主体性を尊重して行われる取り組みであることを常に念頭に置き、支援していただくことが期待されます。

## 2 生活保護制度へ結びつけるための支援について

家計改善支援事業において、家計状況が悪化し、生活を営むことが困難な収入状況となることが見込まれる場合、生活保護制度の利用を勧奨する必要があります。しかし、生活保護制度へつなぐ場面は、「被保護者家計改善支援の支援について」で記載したとおりの収入や支出・資産について固有の取り扱い、さらに定期的な家庭訪問や申告、場合によっては親族への扶養の確認などがあることから、保護の申請を拒否したり、申請はしたが却下されたりとトラブルが起こりやすい場面となります。

このようなトラブルが影響して公的サービスへの拒否感を生み、将来の公的な支援を拒むようになってしまうことがあります。

このようなトラブルを招かないように、つなぐ前に繋ぎ先の生活保護制度を勉強しておくことや事前に生活保護面接相談員や生活保護ケースワーカーと調整をするなど、しっかりと連携してつないでいく必要があります。

### 参考 図書等

#### ◎ 生活保護のしおり（各福祉事務所発行）

生活保護の目的、原理原則、利用できる減免等の制度をわかりやすくまとめられたパンフレットです。

#### ◎ 生活保護手帳（中央法規出版）

各年度出版される生活保護の目的や原理原則、実施要領、運用がまとめられています。

#### ◎ 生活保護手帳別冊問答集（中央法規出版）

各年度出版される生活保護の具体的な対応がまとめられています。

#### ◎ 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（厚生労働省通知文）

平成 30 年 3 月 30 日社保保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知  
インターネットで検索することで入手できます。

被保護者家計改善支援事業の「家計に関する課題を抱える世帯」と「大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯」に分けて概要がまとめられています。

#### ◎ 「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」家計改善支援事業の手引き（別添4）（厚生労働省通知文）

平成 31 年 3 月 29 日社 援地発 0329 第 9 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知  
インターネットで検索することで入手できます。

家計改善支援事業の概要から実施方法までがまとめられています。